(vii) 免許、承認及び許可並びに投資を受け入れる締約国の法令によって与えられる類似の権利（注）

注　特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が投資を受け入れる締約国の法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。投資としての性質を有しない文書には、投資を受け入れる締約国の法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

(b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央政府の当局（注1）と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面による契約（注2）であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注1　この定義の適用上、「中央政府の当局」とは、省庁級の当局をいう。省庁級の当局とは、中央政府の個別の省庁その他これに類する当局をいい、次のものを含まない。

(a) 締約国の憲法又は特定の法令に基づいて設立された政府の機関又は組織であって、当該締約国の法令に基づき個別の省庁その他これに類する当局と異なる法人格を有するもの（当該政府の機関又は組織の日常的な運営が、当該個別の省庁その他これに類する当局によって指揮され、又は管理されている場合を除く。）

(b) 専ら特定の地域又は州について行動する政府の機関又は組織

注2　書面による契約とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、関係法令に基づいて当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による契約であるとはされない。

(b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による契約であるとはされない。

(c) 「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。（注）

注　締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合（投資財産の設立を認める許可又は免許の申請を行った場合等）に限り、他方の締約国の区域において「投資を行おうとし」ているものと了解される。

(i) 締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g) 「区域」とは、

(i) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) アルゼンチン共和国については、アルゼンチン共和国の主権の下にある領域並びにアルゼンチン共和国が自国の法令（自国の憲法上の規定を含む。）及び国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(l) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(m) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(n) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(o) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(p) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(q) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(r) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(s) 「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(t) 「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(u) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(v) 「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(w) 「ＰＣＡ」とは、ハーグの常設仲裁裁判所をいう。

(x) 「事務総長」とは、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、ＰＣＡ事務総長をいう。

**第二条**　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

3　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

**第三条**　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。